

議案第61号

寒川町地域公共交通会議設置条例の一部改正について

寒川町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

会議を組織する委員の人数の見直しを図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

寒川町地域公共交通会議設置条例（令和4年寒川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「14人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町地域公共交通会議設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(組 織) 第3条 交通会議は、委員<u>14人</u>以内をもつて組織する。 2 (略)	(組 織) 第3条 交通会議は、委員<u>15人</u>以内をもつて組織する。 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。